

司法修習生に対する給費制の存続を求める意見書

平成16年12月に制定された裁判所法の一部を改正する法律により、本年11月1日から、国が司法修習生に対して給与を支給する制度（給費制）が廃止され、修習資金を貸与する制度（貸与制）へと移行することが予定されている。

しかしながら、平成21年11月に日本弁護士連合会が実施したアンケートによれば、回答した司法修習生の半数以上が法科大学院で奨学金等を利用し、その平均は318万円、最高額は1,200万円に上っており、経済的に重い負担を強いられている状況が明らかとなった。

このような状況下で給費制が廃止されれば、まさに、同法の改正に際して国会附帯決議が指摘した、経済的事情から法曹への道を断念する事態を招きかねず、給費制を廃止し貸与制に移行することに断固反対するものである。

司法改革における、あまねく法的サービスを提供するという理念からすれば、特に所得が低い人々への法的サービスの充実は不可欠である。

さらに、このような司法改革の理念からは、所得の多寡にかかわらず弱者の痛みのわかる多くの法曹を輩出することができるよう配慮すべきである。

よって、国におかれては、経済的事情から法曹への道を断念する事態を招くことのないよう裁判所法を改正し、司法修習生の給費制を存続されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年10月8日

熊本県議会議長 小杉 直

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	西岡武夫様
内閣総理大臣	菅直人様
法務大臣	柳田稔様
財務大臣	野田佳彦様